

事 務 連 絡

平成26年2月17日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

今般の大雪の被害を受けた地域における処方箋の取扱いについて

今般の大雪の被害を受けた地域における処方箋の取扱いについて、下記のとおり周知しますので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適切に対処いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

記

今般の大雪の被害を受けた地域における患者への緊急避難的な措置として、医師と連絡が可能であり、ファクシミリ等により患者の希望する薬局に処方箋が送付された場合には、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、送付されたファクシミリ等を「処方箋」とみなして調剤等を行って差し支えないこととします。

この場合、通常の手続を行うことが可能となった後、速やかに医療機関から処方箋原本を入手し、以前に送付されたファクシミリ等を原本に差し替えてください。

また、調剤された薬剤については、原則として、患者又は現に看護に当たっている者に交付することとしますが、客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、郵送することは差し支えないものとします。この場合、患者又は現に看護に当たっている者に対して、電話等により、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行ってください。

